

豊山町きれいなまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、豊山町環境宣言（平成10年12月4日議決）の理念の下に、協働によるきれいなまちづくりの推進のために必要な事項を定め、もって快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に住所を有する者、通勤する者、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 町内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等 飲食物等を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、袋類、紙くず、発泡スチロール、プラスチック製品、ナイロン、ビニール類、チューインガムのかみかす、印刷物その他これらに類するものをいう。
- (6) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等を専用の回収容器又は所定の回収場所以外に投棄することをいう。
- (7) 犬の飼い主等 犬の所有者又は所有者以外の飼養管理者をいう。

(町の役割)

第3条 町は、きれいなまちづくり推進のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、町民等、事業者及び土地所有者等の適切な参加の方策を講じるよう努めるものとする。

(町民等の役割)

第4条 町民等は、きれいなまちづくりの推進に対する意識を高め、町の環境美化に努めるものとする。

2 町民等は、町その他の行政機関が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、事業所、その周辺その他の事業活動を行う地域における環境美化活動及び従業員に対する啓発に努めるものとする。

2 事業者は、町その他の行政機関が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地が、ごみの散乱等により町の美観を損なうことがないよう適切な管理に努めるものとする。

2 土地所有者等は、町その他の行政機関が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(ポイ捨て防止)

第7条 空き缶等及び吸い殻等を自ら生じさせた者は、当該ごみを自宅等に持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

2 ポイ捨てのおそれのある物の製造又は販売を行う事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(犬の適正飼養)

第8条 犬の飼い主等が飼い犬を散歩させるときは、犬のふんを収納する容器等を携帯し、飼い犬がふんを排泄したときは、直ちに回収して自宅等に持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(助言又は指導)

第9条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第10条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、前条に規定する勧告をしたにもかかわらず、その者が当該勧告に従わないときは、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(ボランティアの参加及び協力)

第12条 町長は、環境美化活動に関し、環境ボランティアとして、広く町民等、事業者その他団体の自主的な参加及び協力を求めることができる。

(表彰)

第13条 町長は、きれいなまちづくりの推進に著しく貢献したと認める町民等、事業者その他団体を表彰することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。